

服装に関する規程

兵庫県立播磨特別支援学校

※服装、身なりは清潔感のあるものを基本とし、いたずらに流行を追い華美でない身だしなみとする。
また、実習、進路を決定する面接等に対応できる身だしなみを心がける。

第1条 登下校は制服または体操服を着用する。

(1) 本校の制服

- ・ 男女共に本校指定のブレザー、スラックスまたはスカートを着用し、左胸に名札をつける。
- ・ ベルトの色は、黒・茶とし、一つ穴のものを使用する。
- ・ ブレザーの下には、指定のポロシャツを着用する。
- ・ 夏季略装の場合、長袖または半袖の本校指定のポロシャツを着用し、左胸に名札をつける。

(2) 本校の標準服（令和4年度入学生からは着用しません。）

- ・ 就業技術科には、制服とは別に標準服を定める。標準服は、本校指定のカッターシャツ（長袖、半袖）、ネクタイとし、以下の場合に着用する。
 - ①進路に関する実習または、実習関連の面接など
 - ②就業技術科の授業または校外学習などの行事で教師より指示があった場合
 - ③その他、学校長の指示があった場合

(3) その他

- ・ 肌着
ポロシャツ、カッターシャツの下に着用する肌着の色は、単色で華美でないものとし、目立たないように着用する。ハイネックは認めない。
- ・ セーター類
冬季には、男女とも制服または体操服の下に目立たぬようにセーター類の着用を認める。ただし、ハイネックやフードつきは認めない。
色は、白、黒、紺、グレー、茶、ベージュの無地とする。
- ・ 防寒着
冬季には学校指定のウィンドブレーカーの着用を認める。また、通学・進路に関する実習に限り、華美にならないものであれば、私用の防寒着の着用も認める。
- ・ 上履き
普通科・職業科・総合ビジネス科は、華美にならないものを着用する。就業技術科は、学校指定のものに限る。
- ・ 靴下類
靴下は白、黒、紺、グレーとする。ワンポイントはよい。女子のストッキング、タイツはベージュまたは黒を基調とし、華美でないものとする。
- ・ 通学靴
通学生の通学靴は、白を基調とし靴ひもは白とする。
- ・ 通学鞆
通学生の通学鞆は、本校指定のものとする。補助バックとして、華美にならないものの使用を認める。

(4) 帰宅、帰舎時および、本校生徒として集団行動をとる時、制服または体操服を着用する。

第2条 髪型

- ・ 清潔感のある髪型とする。特異な髪型（髪色、装飾品も含む）は認めない。髪が肩につけば、ゴム（黒、紺、茶等）でくくる。

第3条 化粧・アクセサリ

- ・ 化粧（口紅・アイシャドウ・アイテープ・マニキュア・長爪類）、およびアクセサリ（ピアス・イヤリング・指輪・ネックレス・ブレスレット等）の使用は認めない。